

平成27年度 国民健康保険税の税率等決定

国保税賦課額は前年並みに

国民健康保険税(国保税)は、加入者の医療費と後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

平成27年度の国保税の税率等が決まりましたのでお知らせします。国保税率の設定に当たり医療費の伸びを3・0%と見込みました。その結果、一人当たりの国保税賦課額は対前年度比7・3%増となりますが、前年度繰越金のうち9500万円を国保税軽減に活用するとともに、財政調整基金を5千万円取り崩すことで、一人当たり国保税賦課額は対前年並みになりました。



一世帯当たりの国保税額の決まり方

国保税は①医療保険分(医療分)②後期高齢者等支援金分(支援金分)③介護納付金分(介護分)の三つの区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。

各課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率等で算出します。

国保税	①医療分	+	②支援金分	+	③介護分
-----	------	---	-------	---	------

①医療分(一年間に予想される医療費の総額から算定)

国民健康保険が負担する医療費などから、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

②支援金分(国が定める後期高齢者医療費の額から算定)
後期高齢者医療費の約4割

を医療保険者が負担し合います。国民健康保険が負担する支援金額から国・県補助金などを差し引いた額を国保税として負担します。



③介護分(国が定める介護費用の額から算定)
介護納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

《平成27年度の課税区分ごとの税率》

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(所得)	6.16%	1.34%	2.14%
資産割(固定資産税)	22.75%	4.96%	10.52%
均等割(被保険者数)	24,500円	5,500円	10,800円
平等割(1世帯につき)	19,500円	4,400円	5,800円
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

《賦課割合の変化》

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
所得割	41%	42%	43%	44%	45%	46%	47%	48%	49%	50%
資産割	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%
均等割	35%(変更なし)									
平等割	15%(変更なし)									

資産割の見直し

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

軽減制度

課することとしました。激変緩和のため、本年度から賦課割合を徐々に減少させることになりました。

国保税の軽減・減免制度

▼低所得世帯に対する軽減
前年の総所得金額により、次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。なお、本年度から5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

《前年所得と軽減割合》

軽減割合	現行	改正後
7割軽減	33万円	現行どおり
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数	33万円 + 26万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 45万円 × 被保険者数	33万円 + 47万円 × 被保険者数

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴い、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないようします。

▼国保税の軽減判定

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得および人数も含めて軽減判定を行います。

▼平等割の軽減

国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世帯に属する国保単身世帯の医療分と支援金分の平等割を、移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

▼非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

平成21年3月31日以降に解雇や倒産などで、非自発的な



離職を余儀なくされた国保加入者について、国保税算定に

用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します。詳細は、市民課国保医療係まで問い合わせてください(申告書の提出が必要です)。



減免制度

▼災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで国保税を納めることが困難となった場合、その程度で国保税の一部が減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係に問い合わせてください。

▼被用者保険等の被扶養者による減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保険などの被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合、所得割・資産割が免

除され、均等割と平等割が2分の1に軽減されます。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください(申請書の提出が必要です)。

国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付します(ただし、高校生以下の加入者には6カ月の短期保険証を交付します)。この場合、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請で支給することになります。経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談してください。



《問合せ》

- ・申告・課税：税務課市民税係 ☎21-9045
- ・納税方法：税務課収税係 ☎23-1118
- ・医療・給付：市民課国保医療係 ☎21-9061

市立東霊苑

永代使用者を募集しています

平成23年10月から使用を開始している東霊園。せせらぎやビオトープを配置した緑あふれる霊苑です。

駐車場から墓所区画まで段差がなく、誰でも安心して参りできます。墓所をお探でしたら、ぜひ、申し込んでください。

▼名称

市立東霊苑

▼場所

市場490番地の2

▼区画面積

6平方メートル(間口2m×奥行3m)

▼対象

本市に住所または本籍を有する方▽申請者また

は申請者と同一の世帯に属する方が、市立霊苑の永代使用許可を受けていない方

申請書に記入の上、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、住民票の写し(謄本)を添付して申込み▽本市に住所のない方は、管理人選任届が必要▽申請書等は生活環境課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▼施設の概要

墓所・第1期

工事323区画(平成27年

5月末110区画永代使用

許可済)▽トイレ、水くみ

用水栓あり

《申込み・問合せ》

生活環境課

環境衛生係 ☎23-5304

お墓の豆知識

自分の家の庭や畑等に勝手にお墓を作ったり、遺骨をお墓以外の場所に埋めたりすることは法律で禁止されています。お墓を作りたい、移設したい方は、ぜひ、市立東霊苑を利用してください。